

記者発表資料
平成24年12月27日
総務部危機管理課
担当 高橋(内線261)

被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の延長について

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間について、次のとおり延長となりましたのでお知らせします。

1 延長期間 12カ月

| 変更前 | 変更後 |
|--------------|--------------|
| 平成25年4月10日まで | 平成26年4月10日まで |

2 生活再建支援金制度の概要

■対象となる世帯 【「り災証明書」による被災判定】

- 住宅が「全壊」または「大規模半壊」と判定された世帯
- 住宅が「半壊」の判定か敷地の被害により、やむを得ず住宅を解体した世帯
- 危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（ライフライン被害等により長期的に居住困難な地域：県の指定）

■支給金の種類・金額・申請期間

- 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給（平成26年4月10日まで）
- 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給（平成30年4月10日まで）

単位：万円

| 区分 | 基礎支援金 | 住宅の再建方法 | 加算支援金 | 合計 |
|----------------------|-----------|---------|-----------|-------------|
| ■全壊世帯 | 100 (75) | 建設・購入 | 200 (150) | 300 (225) |
| ■半壊・大規模半壊 で解体した世帯 | 100 (75) | 補修 | 100 (75) | 200 (150) |
| | 100 (75) | 賃借 | 50 (37.5) | 150 (112.5) |
| ■大規模半壊世帯 | 50 (37.5) | 建設・購入 | 200 (150) | 250 (187.5) |
| | 50 (37.5) | 補修 | 100 (75) | 150 (112.5) |
| | 50 (37.5) | 賃借 | 50 (37.5) | 100 (75) |

〔※単身世帯はそれぞれ3/4で（ ）内の金額〕